

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 26 条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 28 年3月2日

香 取 市 長

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北原地新田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 11 月 16 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○ 経営体数

個人 2経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

担い手の分散錯置を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

新規就農の促進

集落営農の設立